



行政手続きの英語対応について

令和6年3月26日 国家戦略特区WG
厚生労働省提出資料

法人設立時に必要となる健康保険・厚生年金保険の手続き

制度の概要 (手続きの目的等)

次の事業所は、厚生年金保険および健康保険の加入が法律で義務づけられている。

- (1) 常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する法人事業所
- (2) 常時5人以上の従業員が働いている個人事業所（17業種）

事業所に常時使用される人は、国籍等に関係なく、すべて被保険者となる（原則として、70～75歳の方は健康保険のみの加入となる）。

法人設立時の 主な届出事項

○健康保険・厚生年金保険 新規適用届

法人番号、事業所名称、所在地、電話番号、事業主の氏名、住所等

○健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

被保険者氏名、性別、生年月日、個人番号等

申請先

日本年金機構（事務センター又は事業所の所在地を管轄する年金事務所）又は健康保険組合

提出期限

事実の発生から5日以内

備考

厚生年金保険法施行規則第13条、第15条
健康保険法施行規則第19条、第24条

法人設立時に必要となる雇用保険の手続き

制度の概要 (手続きの目的 等)

雇用保険の適用事業所において、一定の要件を満たす労働者を雇用した場合に以下の届出を行う。

- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険被保険者資格取得

(雇用保険の適用要件)

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・31日以上雇用見込みがあること 等

※ 雇用保険適用事業所設置届は、雇用保険の適用対象となる労働者を初めて雇用した場合のみ届け出る。

法人設立時の 主な届出事項

- 雇用保険適用事業所設置届
法人番号、事業所名所（漢字、カタカナ）及び所在地（漢字）、電話番号、事業主の氏名等
- 雇用保険被保険者資格取得届
被保険者氏名（漢字、カタカナ）、性別、生年月日等

申請先

事業所の所在地を管轄するハローワーク

提出期限

- 雇用保険適用事業所設置届は労働者を雇用する事業を開始した日の翌日から起算して10日以内
- 雇用保険被保険者資格取得届は被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月の10日まで

備考

雇用保険法施行規則第6条、第141条

法人設立時に必要となる労働保険の手続き

制度の概要 (手続きの目的 等)	労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行わなければならない。
法人設立時の 主な届出事項	○保険関係成立届 法人番号、保険関係成立日、事業所名称（漢字、カタカナ）及び所在地（漢字、カタカナ）、電話番号、事業の種類、労働者数、事業主の氏名等
申請先	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長
提出期限	保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
備考	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第4条

參考資料

外国企業 / 外国人に対する既存の支援策について

	開業ワンストップセンター	雇用労働相談センター	外国人労働者相談コーナー
運営主体	国と自治体の共同 (国家戦略特区法に基づき設置)	国と自治体の共同 (国家戦略特区法に基づき設置)	国 (労働局)
対象	企業向け	企業向け	労働者・被用者等
支援内容	法人設立等に必要な行政手続きを1カ所に集約。 (定款認証・登記・税務・年金/社会保険・入国管理)	対象：スタートアップやグローバル企業 内容：日本の雇用ルールについての無料相談。 弁護士や社労士が対応。	労働条件等に関する相談 (外国語対応)
設置地域	札幌×、東京○ 大阪×、福岡○ その他 (仙台、つくば市、加賀市、愛知、北九州市)	札幌×、東京○ 大阪○、福岡○ その他 (仙台、新潟、愛知、広島)	35都道府県 札幌○、東京○ 大阪○、福岡○
届出の受理	年金・健保：○ 雇用保険：○ 労働保険：○	年金・健保：× 雇用保険：× 労働保険：×	年金・健保：× 雇用保険：× 労働保険：×
所在地	東京 港区 アーク森ビル 東京 渋谷区道玄坂 東京千代田区丸の内 明治安田生命ビル 福岡 福岡市 中央区 Fukuoka Growth Next	東京 港区 アーク森ビル 大阪 大阪市 グランフロント 福岡 福岡市 中央区 Fukuoka Growth Next	

外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置 (特区法第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる

特例措置

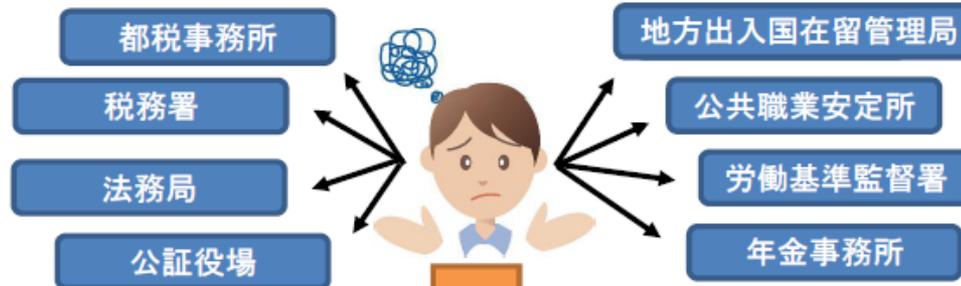
起業時に必要な各種申請(定款認証、登記、税務等)に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に

効果

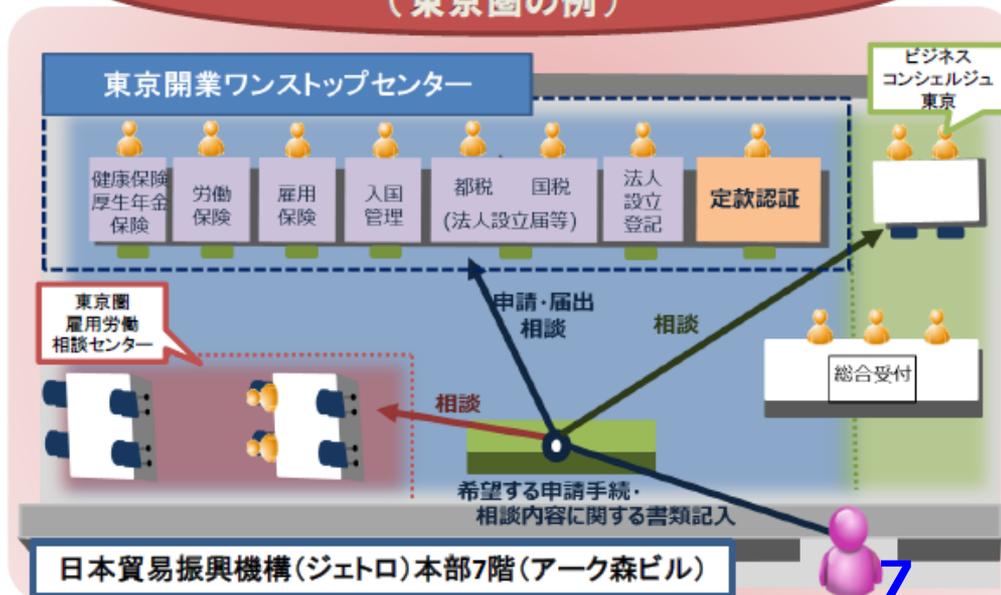
- ・起業手続の負担の軽減
- ・外国人を含めた起業・開業の促進

規制改革の概要

起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化 (東京圏の例)



- 英語で作成した届出の受理については、どのような方法があるか検討するとともに、手続が円滑に行えるよう、英語によるガイド（届書様式を英語化した記入例）やパンフレットを作成し、ホームページに掲載しているところであり、このような案内について更なる充実を検討してまいりたい。
- また、対応案の実現可能性や対象業種などの事項を考慮しながら、検討してまいりたい。

(参考)関係条文

○健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

(新規適用事業所の届出)

第十九条 初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣(初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合)に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称、所在地及び事業の種類

三 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ 法人番号(番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)又は会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七条に規定する会社法人等番号をいう。)

ロ 事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ 内国法人(国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。)又は外国法人(内国法人以外の法人をいう。)の別

四 事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

2 前項の規定により厚生労働大臣に届書を提出する事業所(協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第二項において同じ。)の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四条の二第一項の規定による届書(同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。)又は雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第四百一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長(以下「所轄公共職業安定所長」という。)を経由して提出することができる。

3 第一項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類(厚生労働大臣(当該届書を健康保険組合に提出する場合にあっては、健康保険組合)が必要と認めるものに限る。)を添付しなければならない。

○健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

(被保険者の資格取得の届出)

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。

- 一 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)
 - 二 被保険者の生年月日
 - 三 被保険者の種別(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあっては、被保険者の性別)
 - 四 被保険者資格の取得区分
 - 五 被保険者の個人番号(協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときであって、当該被保険者が基礎年金番号を有する者にあっては、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。)
 - 六 資格取得年月日
 - 七 被扶養者の有無
 - 八 被保険者の報酬月額
 - 九 被保険者の住所(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときを除く。)
 - 十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
 - 十一 その他保険者等が必要と認める情報
- 2 前項の規定により機構に提出する健康保険被保険者資格取得届(様式第三号の二によるものに限る。)は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。
- 3 第一項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。
- 4 第一項の届出は、機構又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、健康保険被保険者資格取得届に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)及び次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うことができる。
- 一 事業主の氏名又は名称
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 届出の件数
- 5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

(参考)関係条文

○厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(新規適用事業所の届出)

第十三条 法第六条第一項の規定により初めて適用事業所(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。)となつた事業所の事業主(船舶所有者を除く。以下この項において同じ。)は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
 - 二 事業所の名称、所在地及び事業の種類
 - 三 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項
 - イ 法人番号(番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)又は会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)
 - ロ 事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別
 - ハ 内国法人(国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。)又は外国法人(内国法人以外の法人をいう。以下同じ。)の別
 - 四 事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号
- 2 前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類(機構が必要と認めるものに限る。)を添えなければならない。
- 3 第一項の届出は、機構に健康保険法施行規則第十九条第一項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。この場合において、同条第二項の規定に基づき、当該届書を提出する事業所(協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第三項において同じ。)の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四条の二第一項の規定による届書(同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。)又は雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第3号)第四百一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長(以下「所轄公共職業安定所長」という。)を経由して提出することができる。
- 4 法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となつた船舶の船舶所有者は、当該事実があつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
- 一 船舶所有者の氏名及び住所
 - 二 事業の種類
 - 三 船舶の数及び用途
 - 四 操業区域又は航行区域
 - 五 船舶所有者が法人であるときは、次に掲げる事項
 - イ 法人番号又は会社法人等番号
 - ロ 当該船舶所有者が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別
 - ハ 内国法人又は外国法人の別
 - 六 船舶所有者が国又は地方公共団体であるときは、法人番号
- 5 前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類(機構が必要と認めるものに限る。)を添えなければならない。
- 6 第三項の届出は、機構に船員保険法施行規則第四条第一項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

(参考)関係条文

○厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(被保険者の資格取得の届出)

第十五条 法第二十七条の規定による当然被保険者(船員被保険者を除く。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届(様式第七号又は様式第七号の二(被保険者が同時に協会が管掌する健康保険の被保険者の資格を取得しないときは様式第七号に限る。))又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者の資格を取得したことにより、健康保険法施行規則第二十四条の規定によつて届書又は光ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 前項の規定により機構に提出する届書(様式第七号の二によるものに限る。)は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。

3 法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 旧船員保険法による被保険者であつたことの有無

二の二 被保険者の個人番号(基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号)

三 被保険者の区別

四 被保険者の資格を取得した年月日

五 報酬月額

六 船舶所有者の氏名及び住所

4 日本国籍を有しない当然被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)に係る第一項の届書(様式第七号によるものに限る。)又は光ディスクには、厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届(様式第七号の三)を添えなければならない。

5 日本国籍を有しない船員被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)に係る第三項の届書には、厚生年金保険被保険者(船員)ローマ字氏名届(様式第七号の三の二)を添えなければならない。

6 第一項又は第三項の届書又は光ディスクには、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる申出のあつた事項又は同条第二項の規定により申出のあつた事項を付記し、又は記録しなければならない。

7 第一項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 事業主の氏名又は名称

二 事業所の名称及び所在地

三 届出の件数

○雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)

(被保険者となつたことの届出)

第六条 事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届(様式第二号又は様式第二号の二。以下「資格取得届」という。)をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号によるものに限る。)は、年金事務所を経由して提出することができる。

3 第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号の二によるものに限る。)は、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。

4 事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならない。

一 その事業主において初めて資格取得届を提出する場合

二 第一項に規定する期限を超えて資格取得届を提出する場合

三 第一項に規定する期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項(法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による納付の命令を受けたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合

四 前各号に定める場合のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合

5 事業主は、その同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に、労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳、登記事項証明書その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類並びに職業安定局長が定める書類を添えなければならない。

6 事業主は、前二項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、これらの規定に定める書類を添えないことができる。

7 第十条第一項の雇用保険被保険者証(同項を除き、以下「被保険者証」という。)の交付を受けた者は、被保険者となつたときは、速やかに、その被保険者証をその者を雇用する事業主に提示しなければならない。

8 事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者となつたことの届出については、第一項の規定にかかわらず、資格取得届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

9 第一項の届出は、特定法人(事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織(政府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第百四十五条を除き、以下同じ。)を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

10 特定法人は、第四項各号のいずれかに該当する場合の前項の提出又は第五項に規定する者に係る前項の提出をするときは、同項に規定する事項と併せて、それぞれ第四項又は第五項に定める書類に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

11 第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

12 第八項の届出は、特定法人にあつては、資格取得届及び第三十三条の二各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

(参考)関係条文

○雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)

(事業所の設置等の届出)

第百四十一条 事業主は、事業所を設置したとき、又は事業所を廃止したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に登記事項証明書、賃金台帳、労働者名簿その他の当該各号に掲げる事項を証明することができる書類を添えてその設置又は廃止の日の翌日から起算して十日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 事業の種類

三 被保険者数

四 事業所を設置し、又は廃止した理由

五 事業所を設置し、又は廃止した年月日

2 前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する届書は、年金事務所を経由して提出することができる。

3 第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する届書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届書と併せて提出する場合には、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。

一 第一項の規定により事業所を設置したときに提出する届書 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第十九条第一項の規定による届書及び厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第十三条第一項の規定による届書又は徴収法第四条の二第一項による届書(同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。)

二 第一項の規定により事業所を廃止したときに提出する届書 健康保険法施行規則第二十条第一項の規定による届書及び厚生年金保険法施行規則第十三条の二第一項による届書

(参考)関係条文

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)

(保険関係の成立の届出)

第四条 法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の名称

二 事業の概要

三 事業主の所在地

四 事業に係る労働者数

五 事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」という。)にあつては、事業の予定される期間

六 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という。)にあつては、当該事業に係る請負金額(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を除く。以下同じ。)(第十三条第二項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第六条第一項第二号、第八条第二号、第三十四条第四号及び第三十五条第一項第二号において同じ。)並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地

七 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量

八 事業主が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する場合には、当該事業主の法人番号

2 法第四条の二第一項の規定による届出は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。

3 所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長は、前項の届出が提出されたときであつて、必要と認めるときには、事業主に対し、登記事項証明書その他の第一項各号に掲げる事項を確認できる書類の提出を求めることができる。